

令和 3 年度 第 6 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 3 年 9 月 1 6 日

場所 十和田市役所本館 4 階大会議室

令和3年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室

2. 開 会 日 時 令和3年9月16日(木) 午後2時7分

3. 閉 会 日 時 令和3年9月16日(木) 午後2時36分

4. 出席農業委員(16名)

1番	米田拓実君	3番	芋田一弘君
4番	立崎和寿君	5番	山田利昭君
6番	小笠原秋彦君	7番	稲田優憲君
8番	柿本広一君	9番	奥山博君
10番	小田正喜君	11番	外山康仁君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(2名)

2番	中野雄一郎君	15番	野崎さち子君
----	--------	-----	--------

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(1名)

三本木地区 山端敏行君

8. 会議に付した案件

- 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第25号 農地の転用事実に関する照会について
議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第29号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第31号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

9. 議事録署名委員

12番 小笠原 和 男 君 15番 野 崎 さち子 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	横 岡 聖 一	事務局 次 長	菅 原 靖 雄
事務局 農地係長	小笠原 満	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主 査	村 中 健 大	事務局 主 査	東 浩 治
事務局 主 査	佐々木 徳 幸		

11. 書 記

事務局 主 査 東 浩 治

議長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、2番 中野 雄一郎 委員、15番 野崎 さち子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和3年9月7日に告示招集いたしました、令和3年度第6回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。11番 外山 康仁 委員、17番 力石 堅太郎 委員を指名いたします。

議長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）それでは1ページをお願いします。報告第23号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は2ページから3ページです。農地法によるものが2ページで、合計3件6筆14,409平方メートルです。今後の意向について、25番と27番については、今後受け手を変更して貸借の予定です。26番は、今後受け手を変更して売買の予定となっております。次に3ページです。中間管理事業によるものは、合計2件6筆13,590平方メートルです。15番は、農地法第3条で所有権移転をするための解約です。今回議案として上程されております。16番の解約理由は、圃場の条件が良くないため、受け手において今後継続して耕作することが難しいことによるものです。今回、協力金返

還の対象はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第23号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に、報告第24号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）4ページをお願いいたします。報告第24号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから12ページです。今回は、合計16件156筆275,358.65平方メートルです。全て相続による所有権の取得です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。あっせんの希望はございません。なお、宅地、雑種地など農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第24号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第25号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）13ページをお願いいたします。報告第25号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。14ページをお願いいたします。今回の照会は、合計6件9筆5,673平方メートルで、現地調査は9月7日に実施しております。34番は、ゆーゆーランドから南に約250メートルの地点です。申請地は、資材置場になっております。法務局から転用許可がなされているが、許可した内容と相違していると考えられるため、原状回復命令が発せられる見込みの有無について照会があったものです。申請地につきましては、平成5年12月22日付けで転用許可を受けており、令和3年8月2日付けで確認願が提出されております。一部に資材を置くための小屋が建築されているというものですが、現地は既に完了となっているため、原状回復命令は発せられるの見込みは無しと回答しております。35番は、

東コミュニティーセンターから北に約300メートルの地点です。申請地は雑木が繁茂しており、長期間耕作されていないため、農地への復旧は困難な状態です。また、税務課税台帳においても現況山林であることから、非農地と判断しております。36番は、薬王堂十和田元町店の西隣の地点です。②は、昭和52年に農地法第4条転用許可を受けており、昭和53年建築の住宅が建っています。①については、この住宅に付随する庭になっています。ともに、20年以上宅地の状態であり税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。37番は、薬王堂十和田元町店の西隣、36番に隣接した地点です。①、②、③ともに、昭和57年から昭和59年にかけて農地法第4条許可を受けております。許可後、同じく昭和57年から59年にかけて貸家が建築されています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。38番は、ちとせ小学校から南に約200メートルの地点です。申請地は水路となっており、農地への復旧は困難な状態であることから、非農地と判断しております。39番は、東小学校から南西に約350メートルの地点です。申請地は、住宅の庭となっております。長期間耕作されていないため、農地への復旧は困難な状態です。また税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。なお法務局へは、34番が令和3年8月24日付け、35番から39番については令和3年9月8日付けで回答しております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、竹浦 寿広 班長、米田 拓実 委員、小笠原 和男 委員の3名です。令和3年9月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時17分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第28号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）15ページをお願いいたします。議案第28号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、16ページから18ページです。なお47番は、新規就農となります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。14番 竹浦 寿広 委員願います。

報告委員（竹浦寿広君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条申請は合計9件、このうち所有権移転8件、賃借権設定1件となっています。まず、所有権移転は、16ページの申請番号47番から17ページの申請番号52番が、相手方要望による売買で、申請番号53番と54番が、それぞれ兄から妹と姉から妹へ贈与するものです。なお、16ページの申請番号47番については新規就農となっております。次に賃借権設定ですが、18ページの申請番号20番は、労力不足によるものとなっております。今回のすべての申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、新規就農者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 山端 敏行 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（山端敏行君）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告いたします。令和3年9月7日午後2時、市役所別館4階会議室1にて、16ページの申請番号47番の新規就農となる譲受人に対し、調査員の3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、作付け作物がブルーベリー、にんにく、大豆で、営農計画書を基に機械の確保、労働力、技術関係等を確認し、特に問題はありませんでした。また、現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、就農にあたっては特に問題はないと判断いたしました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）山端推進委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第28号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時23分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第29号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）19ページをお願いいたします。議案第29号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は20ページです。今回は、合計2件12筆54,723平方メートルです。なお11番の農地については、従前に締結していた貸借契約の解約に時間を要したため、農用地利用調整会議からやや期間を経ての本日の議案上程となっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。三本木地区山端 敏行 農地利用最適化推進委員、お願いいたします。

報告委員（山端敏行君）農用地利用調整会議の調整結果について報告いたします。令和3年6月23日午前10時、農業委員会会長室にて、申請番号10番及び11番の農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、お互いの農地を交換して

農地を集約するため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあります。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出いたしました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しました。報告は、以上です。

議 長（杉山秀明君）山端 敏行推進委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第29号は要請することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

（ 杉山 秀明 会長 退席 ）

（ 箕輪 展忠 会長職務代理者 議長席に着席 ）

再開 午後2時27分

議 長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠君）次に、議案第30号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）21ページをお願いいたします。議案第30号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は22ページです。合計4件4筆4、

621平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについて、ご説明いたします。42番の転用事由は、農地を売買で取得し、貸駐車場を整備するものです。場所は、三本木小学校から南東に約250メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。43番の転用事由は、農地を親から贈与で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、ユニバース十和田西店から南に約350メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。44番の転用事由は、農地を売買で取得し、太陽光発電設備を設置するものです。場所は、三興電子工業から西に約600メートルの地点です。農地区分は、農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。45番の転用事由は、農地を親から使用貸借し、事務所を建築するものです。場所は、西小学校から南に約1.2キロメートルの地点です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続して整備するものであるため、不許可の例外となります。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。1番 米田 拓実 委員、お願いいたします。

報告委員（米田拓実君）農地法第5条農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条農地転用申請は、4件です。令和3年9月7日午前9時、調査員3名で現地調査を行いました。現地調査では、特に問題となる農地はありませんでした。また、同日午後2時20分、市役所別館4階会議室1にて、農地法第5条農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査でも、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、すべての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）米田委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第30号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩午後２時３２分

（ 箕輪展忠 会長職務代理者 委員席に着席 ）

（ 杉山 秀明 会長 着席 ）

再開午後２時３２分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第３１号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）２３ページをお願いします。議案第３１号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。２４ページと２５ページです。今回の変更区分はすべて除外で、合計４件３６筆４７６，８４１平方メートルです。１番は、令和２年度第１２回総会において、非農地判断した土地であるため、計画変更は妥当と判断されます。２番は、市役所から北西に約２１キロメートルの山間部にある、七戸町営牧場から東に約１，０００メートルの地点です。北は南八幡岳、西に石倉山を望む牧草地となっています。対象地は第１種農地ですが、当該土地は国有林であり、今後農地としての利用が見込まれないこととなったため、国へ返還することになったものです。それに伴い、返地条件に則り、緑化植栽を実施するため、計画変更は妥当と判断したものです。なお、国が認めた緑化植栽計画のため、転用申請は不要となっております。３番は、東コミュニティーセンターから北に約３００メートルの地点です。北側は畑、東、南、西側はそれぞれ山林となっています。対象地は、今回の総会で法務局照会として報告した、１４ページ３５番の案件です。９月８日付けで法務局へ非農地と回答済みであり、地目変更により非農地となっていることから、計画変更は妥当と判断し、農業委員会からの意見はなしといたします。４番は、ＪＡ大深内支店から南に約２００メートルの地点です。北側、西側は水路、東側は国道４号、南側は宅地となっております。対象地は、その他の第２種農地に区分され、転用申請が必要となります。事業内容は駐車場整備ですが、申請者の自社工場に隣接しており、計画地としては妥当性があることから転用許可の見込みがあります。したがって、計画変更は妥当と判断いたします。ただし、現在既に車両置き場として利用されていることから、始末書付きとなります。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第31号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度第6回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会午後2時36分 —————